

金沢市健康教育推進委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 本市の児童生徒に関する健康教育を推進するため、金沢市健康教育推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所管事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 金沢市の健康教育の推進に関すること。
- (2) 金沢市健康教育推進プラン（以下「プラン」という。）の実施状況の検証及び今後の充実施策の検討に関すること。
- (3) プランの見直しに関すること。

(組織)

第3条 委員会は委員10人以内を以て構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから金沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の代表者
- (3) 保護者の代表者
- (4) 小学校及び中学校の代表者
- (5) その他、教育委員会が必要であると認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は委嘱した日から当該年度末までとする。但し、再任は妨げないものとする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は委員の互選によって定める。
- 3 委員長は委員会の会務を総括する。
- 4 委員長に事故があるときは、予め委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、教育長が招集する。

2 委員会の会議は年3回程度とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、学校指導課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月6日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年7月20日から施行する。
- 2 金沢市健康教育実践会議設置要綱（平成23年7月22日決裁）は、廃止する。

金沢市健康教育推進委員会委員名簿

岩田 英樹	金沢大学人間社会学域地域創造学類教授
大竹 茂樹	金沢大学医薬保健研究域保健学系長・保健学類長
渡部 礼二	学校医・金沢市医師会理事
長門 佐	学校歯科医・金沢市歯科医師会理事
村田 世理子	学校薬剤師・金沢市薬剤師会副会長
小堀 さかえ	金沢市PTA協議会副会長
丁子 智恵子	浅野川小学校校長・金沢市学校保健会副会長
木村 和彦	内川中学校校長・金沢市学校保健会副会長
平田 和子	金沢市保健局健康総務課担当課長

(平成26年3月現在)